

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 2 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正  
に向けたパブリックコメントの結果報告について

**資料 1** 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一  
部改正に向けたパブリックコメントの結果報告について

**参考資料** 「川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」  
の一部改正について

令和3年11月11日

健康福祉局

## 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に向けたパブリックコメントの結果報告について

### 1 概要

平成 30 年 6 月の社会福祉法の改正に伴い、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令第 34 号。以下「省令」という。)が定められ、令和 2 年 4 月 1 日から施行されました。その内容を踏まえて、各自治体の条例により基準を定めることとされたため、本市においても「川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」(令和元年条例第 37 号。以下「条例」という。)を制定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行しました。

しかし、省令に規定されているサテライト型住居に関しては、省令が制定される以前の国の指針に規定されていなかった形態であることから、国による十分な検討を実施するための準備期間が設けられ、サテライト型住居に関する規定については、施行日が令和 4 年 4 月 1 日とされました。

また、当該規定については、令和 4 年度の省令施行前に改正が行われる可能性もあることから、制定時には条例に規定しませんでした。今般の国による検討の結果、国から省令改正の予定が示されなかったことを踏まえ、省令の施行に合わせて、サテライト型住居に関する内容を盛り込むため、条例を改正するものです。

このことについて、市民の皆様から御意見を募集しました。

### 2 意見募集の概要

題 名	川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
意見の募集期間	令和 3 年 9 月 1 6 日 (木) から令和 3 年 1 0 月 1 5 日 (金) まで (30 日間)
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・情報プラザ (川崎市役所第 3 庁舎 2 階)</li> <li>・各区役所 (市政資料コーナー)</li> <li>・健康福祉局生活保護・自立支援室 (パレール三井ビル 1 3 階)</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・情報プラザ (川崎市役所第 3 庁舎 2 階)</li> <li>・各区役所 (市政資料コーナー)</li> <li>・健康福祉局生活保護・自立支援室 (パレール三井ビル 1 3 階)</li> </ul>

### 3 意見募集の結果

意見提出数（意見件数）	0通（0件）
電子メール	0通（0件）
F A X	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

### 4 結果を踏まえた今後の対応

パブリックコメントの結果、御意見はございませんでしたので、当初の考え方とおりの国の基準を踏襲し、条例改正の手続きを進めます。

### 5 今後の予定

令和3年11月下旬      パブリックコメント実施結果の公表  
12月議会定例会へ「川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案提出  
令和4年4月1日      改正条例の施行

1 条例の一部改正の経緯	
(1) 条例の制定 社会福祉法の改正に伴い、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(以下「省令」という。)が定められ、令和2年4月1日から施行された。その内容を踏まえて、各自治体の条例により基準を定めることとされたため、本市においても「川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、令和2年4月1日から施行した。	
(2) サテライト型住居に関する規定の施行日 省令第11条に規定されているサテライト型住居に関しては、省令が制定される以前の国の指針に規定されていなかった形態であることから、当該規定については、 <u>国による十分な検討を実施するための準備期間として2年間の経過措置が設けられ、施行日は令和4年4月1日となっている。</u>	
(3) 条例における規定 サテライト型住居に関する規定は、令和4年度の省令施行前に、改正が行われる可能性があることから、制定時には条例に規定しなかったが、今般の国による検討の結果、国から省令改正の予定が示されなかったことを踏まえ、4(1)「本市における条例改正の考え方」に基づき、 <u>省令の施行に合わせて、当該規定の内容を条例に盛り込む。</u>	

2 無料低額宿泊所について	
(1) 無料低額宿泊所とは 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業であって、生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行うための施設であって、その定員が5人以上のもの。	
(2) 市内の無料低額宿泊所の届出状況(令和3年8月1日現在)	
ア 施設数	19施設
イ 運営主体	NPO法人(18施設)、株式会社(1施設)
ウ 定員	合計871名(すべて個室)

3 サテライト型住居について	
サテライト型住居とは 無料低額宿泊所(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。)と一体的に運営される附属施設であって入居定員が4人以下のもの。 社会福祉法上、定員が5人未満の入所施設については社会福祉事業に該当しないこととされているが、本体施設と5人未満の住居を複数設置して、事業全体としては一定規模以上の事業を実施している場合には、 <u>利用者保護の観点から規制の対象にする必要があること、また、地域の中にある小規模な住宅等を活用した事業形態は、より居宅に近い形の生活を送る中で居宅移行等に向けた訓練や準備を行う場としての役割も期待される</u> ことから、無料低額宿泊所として位置付けられ、届出対象とされている。	

4 改正の概要	
(1) 本市における条例改正の考え方 省令で定めるサテライト型住居に関する基準は、利用者の保護や自立に向けた支援の観点から、適切な支援環境を確保するものと考えられることから、条例改正にあたっては、 <u>本市独自の基準は設けず、国の基準を踏襲する。</u>	
(2) 省令に規定された事業形態等	
ア 施設長の配置基準	無料低額宿泊所(本体施設とサテライト型住居)単位で、専任の施設長を配置
イ 利用期間	居宅移行に向けた施設として、利用期間は原則1年間以内とする。
ウ 状況把握の方法等	原則1日1回は訪問等による状況把握を行い、記録を整備する。
エ 施設・住居間の距離	本体施設とサテライト型住居間の距離が概ね20分程度で移動できる範囲内とする。
オ 住居毎の定員上限	本体施設:5人以上10人以下 サテライト型住居:1人以上4人以下
カ 施設全体の利用者数	20人以下 ※ 施設長以外に施設長の要件を満たす職員が配置されている場合(以下「職員配置」)は40人以下
キ サテライト型住居の設置か所数	4か所以内 ※ 職員配置の場合、8か所以内
ク その他	食事や日用品の購入については、自炊や買い物の機会を確保するなど、できる限り入居者本人が行うよう努める。

5 市内のサテライト型住居の状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、市内に省令に規定するサテライト型住居にあたる施設はない。</li> <li>・また、本体施設になりうる定員5~10人の無料低額宿泊所もない。</li> </ul>	

6 今後の予定	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年9月16日~10月15日 パブリックコメント実施</li> <li>・同年11月下旬 パブリックコメント結果公表及び議案提出</li> <li>・令和4年4月1日 改正条例施行</li> </ul>	